## 〇申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当				
許	認可等名	徳島市民論田夜間運動場の利用料金の減免				
根	拠 法 令	徳島市体育施設条例				
根	拠 条 項	第10条				
連	絡 先	論田小学校体育施設開放運営委員会(連絡先は文化スポーツ振興課(電話 621-5426)までお問い合わせください。				
審査基準	基準	利用料金を減免できる場合は、別紙「利用料金の減免規程」のとおりとする。				
	参考事項					
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(令和 6年 2月 1日最終変更)				
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 即日				
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(令和 年 月 日最終変更)				

審査基準	基準		